



2022年 4月 27日

各 位

会 社 名 日本ガス株式会社  
(登記上の商号 日本瓦斯株式会社)  
代表者名 代表取締役社長執行役員 和田 眞治  
コード番号 8174 (東証プライム市場)  
問合せ先 代表取締役専務執行役員 コーポレート本部長  
柏谷 邦彦 (TEL. 03-5308-2112)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、2022年6月22日開催の当社第68回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が成立し、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました(2021年6月16日施行)。昨今の新型コロナウイルス感染拡大や異常災害の発生等を踏まえると、株主様の健康や安全等を考慮した際、場所の定めのある株主総会を開催すること自体が最良の選択肢ではないような状況もありうると考えております。この提案は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款規定につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、定款規定につき所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月22日(水)  
定款変更の効力発生日 2022年6月22日(水)

以上

## 現行定款・変更案対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集および招集権者)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2) 前項のほか必要がある場合は、臨時株主総会を招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>3) 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>取締役社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役中の一人がこれに代る。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集および招集権者)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2) (現行どおり)</p> <p>3) <u>当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>4) 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>取締役社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役中の一人がこれに代る。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供制度等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類等の内容である情報について、株主が電磁的方法により提供を受けることができる措置をとるものとする。</p> <p>2) <u>当社は、前条の措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部については、基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しない。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第1条 <u>定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供制度等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2) 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3) 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>